

山形県における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準（案）
 について（概要）

1 条例の制定

子ども・子育て支援新制度において、幼保連携型認定こども園は県が認可を行うこととなり、その学級の編制、職員、設備及び運営の基準については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号。以下「主務省令」という。）を踏まえ、県が条例を定めることとなる。

《根拠規定》

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）

・第13条 都道府県は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項について主務省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

◇学級の編制 ◇配置する園長、保育教諭その他の職員及びその員数 ◇保育室の床面積
 ◇設備に関する事項（主務省令で定めるもの） ◇その他（主務省令で定めるもの）

※従うべき基準・・・必ず適合しなければならない基準。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた異なる内容を定めることはできるもの。

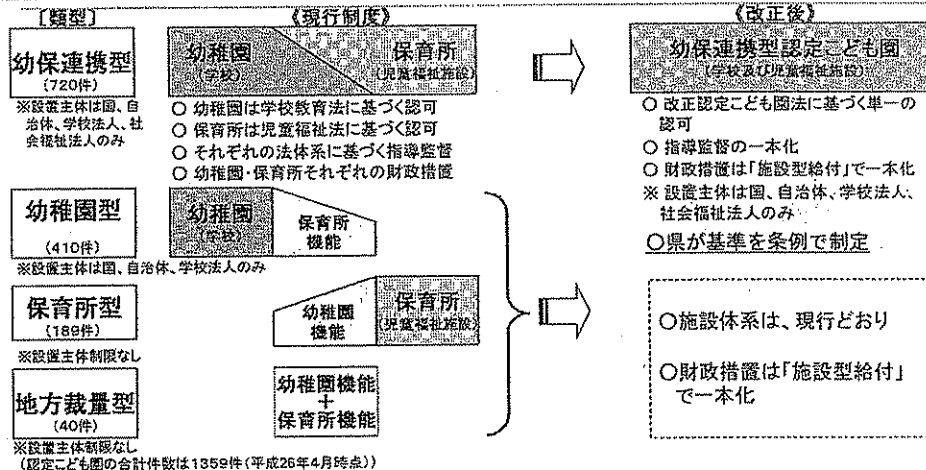
参酌すべき基準・・・十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるもの。

認定こども園法の改正について

○ 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）

- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）

○ 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 → 消費税を含む安定的な財源を確保



2 基準設定の考え方

県では、保育所に係る設備等の基準について、「山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年県条例第64号）」（以下、「保育所設置基準」という。）を、認定こども園の基準について、「山形県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年県条例第54号）」（以下、「認定こども園認定基準」という。）を定めている。また、幼稚園については、国により「幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）」が定められている。

今回の幼保連携型認定こども園の県基準を定めるにあたっては、主務省令、保育所設置基準、認定こども園認定基準及び幼稚園設置基準を踏まえ設定する。

山形県における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（案）

※山形県の独自基準

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号。以下「主務省令」という。)				山形県の基準（案）
項目	条項	分類	内容	
学級の編制の基準	第4条第1項	従うべき基準	○満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。	左のとおり。
	第4条第2項	従うべき基準	○1学級の園児数は、35人以下を原則とする。	学級の園児数 【従うべき基準の上乗せ】 満3歳以上満4歳に満たない子どもの学級 原則20人以下 満4歳以上の子どもの学級 原則30人以下
	第4条第3項	従うべき基準	○学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。	左のとおり。
職員の数等	第5条第1項～第4項	従うべき基準	○幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置かなければならない。 ○特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。 ○幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下ってはならない。	左のとおり。

項目	条項	分類	園児の区分		職員	
			園児の区分	員数		
園舎及び園庭	第6条第1項	従うべき基準	1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人	左のとおり。	
			2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人		
園舎及び園庭	第6条第1項	従うべき基準	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	左のとおり。	
			4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人		
<p>備考</p> <p>1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けたものに限る。）、教頭（副園長と同じ）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。</p> <p>3 この表の1及び2に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。</p> <p>○幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。（調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる）</p>						
	第5条第5項	従うべき基準	○幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 副園長又は教頭 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 事務職員 			左のとおり。
園舎及び園庭	第6条第1項	従うべき基準	○幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。			左のとおり。

	～第7項	<p>○園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。</p> <p>○保育室等（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所）は1階に設けるものとする。（ただし、園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階、3階以上とすることができる。この場合、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。）</p> <p>○園舎及び園庭は、同一敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>○園舎の面積は、次の（１）、（２）に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>（１）左の学級数に応じ、それぞれ右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="517 499 1062 595"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×（学級数-2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（２）満3歳未満の園児数に応じ、主務省令第7条第6項の規定により算定した面積（※）</p> <p>○園庭の面積は、次の（１）、（２）に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>（１）次に掲げる面積のうち、いずれか大きい面積</p> <p>イ 左の学級数に応じ、それぞれ右欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="517 779 1062 875"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×（学級数-3）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 3.3m×満3歳以上の園児数</p> <p>（２）3.3m×満2歳以上満3歳未満の園児数</p>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数-2）	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330+30×（学級数-1）	3学級以上	400+80×（学級数-3）	<p>※園舎の面積について、設備の面積の上乗せ基準（乳児室4.65㎡⇒3.3㎡）を適用</p>
学級数	面積（平方メートル）														
1学級	180														
2学級以上	320+100×（学級数-2）														
学級数	面積（平方メートル）														
2学級以下	330+30×（学級数-1）														
3学級以上	400+80×（学級数-3）														

園舎に備えるべき設備	第7条 第1項 ～第6項	<p>従うべき基準</p> <p>○園舎には、職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えなければならない。（乳児室又はほふく室は、満2歳未満の子どもを入園させる場合に限る。）ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室、職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。</p> <p>○保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は学級数を下ってはならない。</p> <p>○満3歳以上の園児に対する食事の提供について、園外で調理し搬入する場合は、調理室を備えないことができる。この場合において、食事の提供においてなお行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>○園内で調理する方法により行う園児数が20人未満の場合は、調理室を備えないことができる。この場合において、食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。</p> <p>○飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。</p> <p>○次の設備の面積は、各号に定める面積以上とする。</p> <p>1 乳児室 1.65㎡×満2歳未満のほふくしない園児数 2 ほふく室 3.3㎡×満2歳未満のほふくする園児数 3 保育室又は遊戯室 1.98㎡×満2歳以上の園児数</p>	<p>設備の面積 【従うべき基準の上乗せ】</p> <p>1 乳児室 4.65㎡ ⇒3.3㎡</p>
	第7条 第7項	<p>参酌すべき基準</p> <p>○園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。 放送聴取設備・映写設備・水遊び場・園児清浄用設備・図書室・会議室</p>	左のとおり。
園具及び教具	第8条 第1項 第2項	<p>参酌すべき基準</p> <p>○幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。</p> <p>○園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</p>	左のとおり。

教育及び保育を行う期間及び時間	第9条 第1項 第1号 第2号	従うべき基準	○幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 1 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。 2 教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間とし、園児の心身の発達に程度、季節等に適切に配慮すること。 3 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とすること。 ○前3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。	左のとおり。
	第9条 第1項 第3号 第2項	参酌すべき基準	○前3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。	左のとおり。
子育て支援事業の内容	第10条	参酌すべき基準	○幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。	左のとおり。
掲示	第11条	参酌すべき基準	○幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。	左のとおり。
学校教育法施行規則の準用	第12条	従うべき基準	○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の準用 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。（54条）	左のとおり。
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	第13条 第1項 第2項	従うべき基準	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の準用 差別的取扱いの禁止（9条） 虐待等の禁止（9条の2）	左のとおり。

5

			懲戒に係る権限の濫用禁止（9条の3） 食事（11条） 秘密保持の義務（14条の2） 保育室等を2階、3階以上に設ける要件（32条8号） 3歳以上の園児への食事の提供の特例（32条の2）	
		参酌すべき基準	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の準用 設備運営基準の向上（4条） 児童福祉施設的一般原則（5条1項） 保護者及び地域社会への運営内容の説明（5条2項） 必要な設備の設置（5条4項） 職員の資質向上・研修機会の確保（7条の2） 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備・職員の基準（8条） 苦情への対応（14条の3 1項） 保育実施に係る指導等に対する改善（14条の3 3項） 調査（苦情等）への協力（14条の3 4項） 家庭との連絡・連携（36条）	左のとおり。
幼稚園設置基準の準用	第14条	従うべき基準	○幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）の準用 位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境に定めなければならない。（7条1項） 設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。（7条2項）	左のとおり。
非常災害対応	—	—	<u>○非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</u>	山形県の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を踏まえて独自基準として設定。

6

施行期日	附則第1条	一	○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。	左のとおり。										
みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置	附則第2条第1項第2項	従うべき基準	○施行日から起算して5年間は、一部改正法附則第3条第1項の規定により設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。 ○みなし幼保連携型認定こども園の設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。	左のとおり。 ※新制度移行にあたっての経過措置										
幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例	附則第3条	従うべき基準	○施行日から起算して5年間は、主務省令第5条第3項の員数の規定について、同項の表備考第1号にある副園長・教頭は、幼稚園教諭の普通免許状を有しているか、保育士登録を受けているかの、いずれかで足りるとする	左のとおり。 ※新制度移行にあたっての特例措置										
幼保連携型認定こども園の設置に係る特例	附則第4条第1項～第3項	従うべき基準	○既存の幼稚園と同一の所在場所において、幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園に移行する場合は、園舎・保育室等の階数、園庭の面積、保育室等の面積の規定の適用について、当分の間、特例が設けられる。 <table border="1" data-bbox="523 629 1161 884"> <tr> <td>読み替える規定</td> <td>主務省令第6条第3項（園舎・保育室等の階数）</td> </tr> <tr> <td>読み替えられる字句</td> <td>主務省令第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす</td> </tr> <tr> <td>読み替えられる字句</td> <td>耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="523 913 1161 974"> <tr> <td>読み替えられる規定</td> <td>主務省令第6条第7項（園庭の面積）</td> </tr> <tr> <td>読み替えられる字句</td> <td>次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</td> </tr> </table>	読み替える規定	主務省令第6条第3項（園舎・保育室等の階数）	読み替えられる字句	主務省令第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす	読み替えられる字句	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える	読み替えられる規定	主務省令第6条第7項（園庭の面積）	読み替えられる字句	次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積	左のとおり。
読み替える規定	主務省令第6条第3項（園舎・保育室等の階数）													
読み替えられる字句	主務省令第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす													
読み替えられる字句	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える													
読み替えられる規定	主務省令第6条第7項（園庭の面積）													
読み替えられる字句	次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積													

7

			イ 左の学級数に応じ、それぞれ右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="751 1279 1155 1375"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×（学級数-3）</td> </tr> </tbody> </table> ロ 3.3㎡×満3歳以上の園児数	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330+30×（学級数-1）	3学級以上	400+80×（学級数-3）	
学級数	面積（平方メートル）									
2学級以下	330+30×（学級数-1）									
3学級以上	400+80×（学級数-3）									
	読み替える字句	次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="751 1464 1155 1561"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×（学級数-3）</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330+30×（学級数-1）	3学級以上	400+80×（学級数-3）		
学級数	面積（平方メートル）									
2学級以下	330+30×（学級数-1）									
3学級以上	400+80×（学級数-3）									
	読み替える規定	主務省令第7条第6項（保育室等の面積）								
	読み替えられる字句	1 乳児室1.65㎡×満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数 2 ほふく室3.3㎡×満2歳未満の園児のうちほふくするものの数 3 保育室又は遊戯室1.98㎡×満2歳以上の園児数								
	読み替える字句	1 <u>乳児室1.65㎡×満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数</u> 2 ほふく室3.3㎡×満2歳未満の園児のうちほふくするものの数	<table border="1" data-bbox="1187 1798 1458 1966"> <tr> <td>乳児室 1.65㎡ ⇒3.3㎡ ※新制度移行にあたっての特例措置</td> </tr> </table>	乳児室 1.65㎡ ⇒3.3㎡ ※新制度移行にあたっての特例措置						
乳児室 1.65㎡ ⇒3.3㎡ ※新制度移行にあたっての特例措置										
		○既存の保育所と同一の所在場所において、保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園に移行する場合は、園舎・保育室等の階数、園舎の面積、園庭の面積の規定の適用について、当分の間、特例が設け								

8

		られる。	
読み替える規定	主務省令第6条第3項（園舎・保育室等の階数）		
読み替えられる字句	主務省令第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		
読み替える字句	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		
読み替える規定	主務省令第6条第6項（園舎の面積）		
読み替えられる字句	左の学級数に応じ、それぞれ右欄に定める面積		
	学級数	面積（平方メートル）	
	1学級	180	
	2学級以上	320+100×（学級数-2）	
読み替える字句	1. 98㎡×満3歳以上の園児数		
読み替える規定	主務省令第6条第7項（園庭の面積）		
読み替えられる字句	1 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積		
	イ 左の学級数に応じ、それぞれ右欄に定める面積		
	学級数	面積（平方メートル）	
	2学級以下	330+30×（学級数-1）	
	3学級以上	400+80×（学級数-3）	
	□ 3. 3㎡×満3歳以上の園児数		

9

		読み替える字句	3. 3㎡×満3歳以上の園児数
		○幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園に移行する場合、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭を設けるものは、当分の間、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。	
		1 園児が安全に移動できる場所であること。	
		2 園児が安全に利用できる場所であること。	
		3 園児が日常的に利用できる場所であること。	
		4 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。	